

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

民間金銭貸借事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定  
（法釈〔2015〕18号として2015年8月6日公布）

「民間金銭貸借事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定」は、2015年6月23日に最高人民法院裁判委員会第1655回会議において採択されているところ、ここに公布し、2015年9月1日から施行する。

最高人民法院  
2015年8月6日

民間金銭貸借紛争事件を正しく審理するため、「中華人民共和國民法通則」、「中華人民共和國物権法」、「中華人民共和國担保法」、「中華人民共和國契約法」、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國刑事訴訟法」等関連する法律の規定に基づき、裁判の実践を踏まえて、本規定を制定する。

第1条 本規定において「民間金銭貸借」とは、自然人、法人又はその他の組織の間において、及びそれら相互間において、資金融通を行う行為をいう。

金融監督管理部門の認可を経て設立された金銭貸付業務に従事する金融機構及びその分支機構に、貸付実行等の関連金融業務に起因して発生した紛争には、本規定を適用しない。

第2条 貸主は、人民法院に訴えを提起する場合には、借用書、受領書、債務確認書等の債権の証憑及びその他金銭貸借に係る法律関係の存在を証明することができる証拠を提供しなければならない。

当事者が所有する借用書、受領書、債務確認書等の債権の証憑に債権者が記載されていない場合において、債権の証憑を所有する当事者が民間金銭貸借訴訟を提起したときは、人民法院は、これを受理しなければならない。被告が原告の債権者資格に対して事実根拠のある抗弁を提出した場合において、人民法院は、審理の結果、原告が債権者資格を有していないと判断したときは、訴えを棄却する旨を裁定する。

第3条 金銭貸借の双方当事者が契約履行地について約定しておらず、又は約定が明確でなく、事後に補充合意を達成していない場合において、契約の関係条項又は取引慣行にてもなお確定することができないときは、金銭を受領した一方の当事者の所在地を契約履行地とする。

第4条 保証人が借主のために連帯責任保証を提供している場合において、貸主が借主のみを提訴したときは、人民法院は、保証人を共同被告として追加しないことができ、貸主が保証人のみを提訴したときは、人民法院は、借主を共同被告として追加することができる。

保証人が借主のために一般保証を提供している場合において、貸主が保証人のみを提訴したときは、人民法院は、借主を共同被告として追加しなければならない、貸主が借主のみを提訴したときは、人民法院は、保証人を共同被告として追加しないことができる。

第5条 人民法院は、立件後に、民間金銭貸借行為自体に不法な資金調達犯罪の嫌疑があることが分かった場合には、訴えを棄却する旨を裁定し、かつ、不法な資金調達犯罪の嫌疑に係る端緒及び資料を公安又は検察機関に移送しなければならない。

公安若しくは検察機関が立件をしなかった場合、若しくは立件捜査後に事件を取り下げた場合、検察機関が不起訴の決定を下した場合、又は人民法院の効力を生じた判決を経て不法な資金調達犯罪を構成しないと認定された場合において、当事者がまた同一の事実をもって人民法院に訴訟を提起したときは、人民法院は、これを受理しなければならない。

第6条 人民法院の立件後に、民間金銭貸借紛争事件と関連はあるものの同一事実ではない、不法な資金調達等の犯罪の嫌疑に係る端緒及び資料を発見した場合には、人民法院は、民間金銭貸借紛争事件を引き続き審理し、かつ、不法な資金調達等の犯罪の嫌疑に係る端緒及び資料を公安又は検察機関に移送しなければならない。

第7条 民間金銭貸借の基本的な事件事実、刑事事件の審理結果を根拠としなければならない、当該刑事事件の審理がなお終結していない場合には、人民法院は、訴訟を中止する旨を裁定しなければならない。

第8条 借主に犯罪の嫌疑がある場合又は効力を生じた判決にて借主が有罪と認定された場合において、担保提供者による民事責任の負担を請求する訴えを貸主が提起したときは、人民法院は、これを受理しなければならない。

第9条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、契約法第210条の自然人間における金銭貸借契約に関する発効要件を具備しているものとみなすことができる。

- (一) 現金にて支払った場合には、借主が借入金を受領した時から。
- (二) 銀行振込、ネット上の電子送金又はネットワーク金銭貸付プラットフォーム等の形式にて支払った場合には、資金が借主の口座に着金した時から。
- (三) 手形小切手にて交付した場合には、借主が法により手形小切手の権利を取得した時から。
- (四) 貸主が特定の資金口座支配権を借主に付与した場合には、借主が当該口座に対する実際の支配権を取得した時から。
- (五) 貸主が借主と約定したその他の方式にて貸付金を提供し、かつ、実際に履行が完了した時

第10条 自然人間における金銭貸借契約を除き、民間金銭貸借契約が契約成立の時点から効力を生じていると当事者が主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、当事者に別段の約定がある場合又は法律若しくは行政法規に別段の定めのある場合を除く。

第11条 法人間、その他の組織間及びそれら相互間において、生産・経営のために締結する必要がある民間金銭貸借契約については、契約法第52条又は本規定第14条所定の事由が存在する場合を除き、民間金銭貸借契約が有効であると当事者が主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第12条 法人又はその他の組織が自身の単位内部において借入形式を通じ従業員から資金

を調達し、それを当該単位の生産・経営に用い、かつ、契約法第 52 条及び本規定第 14 条所定の事由が存在しない場合において、民間金銭貸借契約が有効であると当事者が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 13 条 借主又は貸主の金銭貸借行為に犯罪の嫌疑がある場合又は既に効力を生じている判決にて犯罪を構成すると認定されている場合において、当事者が民事訴訟を提起したときは、民間金銭貸借契約は、当然には無効とならない。人民法院は、契約法第 52 条及び本規定第 14 条の規定に基づき、民間金銭貸借契約の効力を認定しなければならない。

借主又は貸主の金銭貸借行為に犯罪の嫌疑があること又は既に効力を生じた判決にて犯罪を構成すると認定されていることを理由として、民事責任を負わないと担保提供者が主張した場合には、人民法院は、民間金銭貸借契約及び担保契約の効力並びに当事者の故意・過失の程度に依拠し、法により担保提供者の民事責任を確定しなければならない。

第 14 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、人民法院は、民間金銭貸借契約が無効であると認定しなければならない。

- (一) 金融機構の信用貸付資金を不正な手段で取得したうえで高利にて借主に転貸し、かつ、借主が事前にこれを知り、又は知るべきであったとき。
- (二) 他の企業から金銭を借り入れ、又は所属単位の従業員から資金調達して取得した資金を借主に転貸して不当な利益を取得し、かつ、借主が事前にこれを知り、又は知るべきであったとき。
- (三) 借主が違法な犯罪活動に用いるために金銭を借り入れることを貸主が事前に知り、又は知るべきでありながら、なお貸付金を提供したとき。
- (四) 社会の公序良俗に反するとき。
- (五) その他法律又は行政法規の効力に係る強制的規定に違反するとき。

第 15 条 原告が借用書、受領書、債務確認書等の債権の証憑を根拠として民間金銭貸借訴訟を提起した場合において、被告が基礎となる法律関係を根拠として抗弁又は反訴を提出し、かつ、証拠を提供して債権紛争が非民間金銭貸借行為によるものであると証明したときは、人民法院は、調査を経て明らかになった事件事実を根拠とし、基礎となる法律関係に従って審理しなければならない。

当事者が調停、和解又は清算を通じて達成した債権債務合意には、前項の規定を適用しない。

第 16 条 原告が借用書、受領書、債務確認書等の債権の証憑のみを根拠として民間金銭貸借訴訟を提起した場合において、借入金はい既に償還したと被告が抗弁するときは、被告は、自身の主張について証拠を提供し、証明しなければならない。被告が相応する証拠を提供してその主張を証明した後に、原告は、なお金銭貸借関係の成立について挙証証明責任を負わなければならない。

被告が金銭貸借行為は実際にはまだ発生していないと抗弁し、かつ、合理的な説明をすることができる場合には、人民法院は、金銭貸借金額、金銭の引渡し、当事者の経済的能力、現地又は当事者間の取引方式、取引慣行、当事者の財産変動状況及び証人の証言等の事実及び要素を踏まえ、総合的に判断して金銭貸借事実の発生の有無を検証しなければならない。

第 17 条 原告が金融機構の振込証憑のみを根拠として民間金銭貸借訴訟を提起した場合において、振込は双方の以前の借入金又はその他の債務を償還したものであると被告が抗

弁ずるときは、被告は、自身の主張について証拠を提供し、証明しなければならない。被告が相応する証拠を提供してその主張を証明した後に、原告は、なお金銭貸借関係の成立について挙証証明責任を負わなければならない。

第18条 『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈」第174条第2項の規定に基づき挙証証明責任を負う原告が正当な理由なく出廷を拒絶した場合において、審査の結果、現有の証拠では金銭貸借行為、金銭貸借金額、支払方式等事件の主要事実を確認することができないときは、人民法院は、当該原告が主張する事実について認定をしない。

第19条 人民法院は、民間金銭貸借紛争事件の審理の際に次の各号に掲げる事由があることが分かった場合には、金銭貸借発生の原因、時期、場所、金銭の出所、引渡方式、金銭の流れ及び金銭貸借の双方当事者の関係、経済状況等の事実を厳格に審査し、虚偽の民事訴訟に該当するか否かを総合的に判断しなければならない。

- (一) 貸主が明らかに金銭貸付能力を具備していないとき。
- (二) 貸主が訴え提起の根拠とした事実及び理由が明らかに常識に反しているとき。
- (三) 貸主が債権の証憑を提出することができないとき又は提出した債権の証憑に偽造の可能性が存在するとき。
- (四) 当事者双方が一定期間内において民間金銭貸借訴訟に複数回参加しているとき。
- (五) 当事者の一方又は双方が正当な理由なく出廷及び訴訟への参加を拒絶し、金銭貸借事実についての委託代理人の陳述が明瞭でなく、又は陳述の前後に矛盾があるとき。
- (六) 当事者双方に金銭貸借事実の発生についていかなる争いもなく、又は訴答が明らかに常識に反しているとき。
- (七) 借主の配偶者又は共同出資者、事件外の第三者であるその他の債権者が事実根拠のある異議を提出したとき。
- (八) 当事者に、その他の紛争において、財産を低額譲渡した状況が存在するとき。
- (九) 当事者が不正に権利を放棄したとき。
- (十) その他虚偽の民間金銭貸借訴訟の状況が存在するおそれがあるとき。

第20条 調査の結果、虚偽の民間金銭貸借訴訟に該当することが明らかになり、原告が訴えの取下げを申し立てた場合には、人民法院は、これを許可せず、かつ、民事訴訟法第112条の規定に基づいて、その請求を棄却する旨を判決しなければならない。

訴訟関係人又はその他の者が悪意により虚偽の訴訟を作り出し、又は関与した場合には、人民法院は、民事訴訟法第111条、第112条及び第113条の規定に基づき、法により過料、拘留に処さなければならず、犯罪を構成する場合には、管轄権を有する司法機関に移送して刑事責任を追及しなければならない。

単位が悪意により虚偽の訴訟を作り出し、又は関与した場合には、人民法院は、当該単位について過料に処さなければならず、かつ、その主要責任者又は直接責任者を過料、拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、管轄権を有する司法機関に移送して刑事責任を追及しなければならない。

第21条 他人が借用書、受領書、債務確認書等の債権の証憑又は金銭貸借契約に署名又は捺印しているが、その保証人の身分若しくは保証責任の負担が示されておらず、又はその他の事実によりその者が保証人であると推定することができない場合において、貸主が保証責任の負担をその者に請求したときは、人民法院は、これを支持しない。

第22条 金銭貸借の双方当事者がネットワーク金銭貸付プラットフォームを通じて金銭貸



借関係を形成した場合において、ネットワーク金銭貸付プラットフォームの提供者はメディアサービスを提供しただけであるときに、当事者が当該提供者に担保責任の負担を請求したときは、人民法院は、これを支持しない。

ネットワーク金銭貸付プラットフォームの提供者が金銭貸借のために担保を提供しているとウェブページ、広告若しくはその他のメディアを通じて明示している場合、又はそれを証明するその他の証拠がある場合において、貸主がネットワーク金銭貸付プラットフォームの提供者に担保責任の負担を請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第23条 企業の法定代表者又は責任者が企業の名義にて貸主と民間金銭貸借契約を締結している場合において、借り入れた金員は企業の法定代表者又は責任者の個人使用に用いたと貸主、企業又はその出資者が証明することができるときに、企業の法定代表者又は責任者を共同被告又は第三者として連ねることを貸主が請求したときは、人民法院は、これを許可しなければならない。

企業の法定代表者又は責任者が個人の名義にて貸主と民間金銭貸借契約を締結し、借り入れた金員は企業の生産経営に用いた場合において、企業と個人とが共同で責任を負担するよう貸主が請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第24条 当事者が売買契約の締結を民間金銭貸借契約の担保とし、借入れの期限到来後に借主が返済することができない場合において、売買契約の履行を貸主が請求したときは、人民法院は、民間金銭貸借の法律関係に従って審理し、かつ、当事者に対し、訴訟請求の変更について釈明しなければならない。当事者が変更を拒絶した場合には、人民法院は、訴えを棄却する旨を裁定する。

民間金銭貸借の法律関係に従い審理して下された判決が効力を生じた後に、借主が効力を生じた判決で確定された金銭債務を履行しない場合には、貸主は、債務償還のために売買契約の目的物を競売にかけるよう申し立てることができる。競売により得た代金と償還すべき借入金の元利との間の差額について、借主又は貸主は、返還又は補償を主張する権利を有する。

第25条 金銭貸借の双方当事者が利息を約定していない場合において、借入期間内の利息の支払いを貸主が主張したときは、人民法院は、これを支持しない。

自然人間における金銭貸借で、利息についての約定が明らかでない場合において、利息の支払いを貸主が主張するときは、人民法院は、これを支持しない。自然人間の金銭貸借を除き、金銭貸借の利息について金銭貸借の双方当事者の約定が明らかでない場合において、貸主が利息を主張するときは、人民法院は、民間金銭貸借契約の内容を踏まえ、かつ、現地又は当事者の取引方式、取引慣行、市場利率等の要素に基づき利息を確定しなければならない。

第26条 金銭貸借の双方当事者が約定した利率が年利24%を超えていない場合において、約定の利率に従い利息を支払うよう貸主が借主に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

金銭貸借の双方当事者が約定した利率が年利36%を超えている場合には、超過分の利息の約定は無効とする。支払済みの年利36%を超過する部分の利息の返還を借主が貸主に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第27条 借用書、受領書、債務確認書等の債権の証憑に記載された借入金額は、通常、元

本と認定する。予め元本から利息を差し引いていた場合には、人民法院は、実際に貸し付けた金額を元本と認定しなければならない。

第28条 金銭貸借の双方当事者が前期借入金の元利について精算した後に利息を後期借入金の元本に計上し、かつ、債権の証憑を新たに発行した場合において、前期利率が年利24%を超えていないときは、新たに発行した債権の証憑に記載された金額は後期借入金の元本と認定することができ、超過分の利息は後期借入金の元本に計上することができない。約定の利率が年利24%を超えている場合において、超過分の利息は後期借入金の元本に計上することができないと当事者が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

前項に従って計算し、借主が借入期間の満了後に支払わなければならない元利の和は、最初の借入金の元本と、最初の借入金の元本を基数とし年利24%で計算した全借入期間の利息との和を超えることができない。超過分の支払いを貸主が借主に請求した場合には、人民法院は、これを支持しない。

第29条 遅延利率について、金銭貸借の双方当事者に約定がある場合には、当該約定に従う。但し、年利24%以下を限度とする。

遅延利率を約定していない場合又は約定が明らかでない場合には、人民法院は、異なる状況ごとに分けて処理することができる。

(一) 借入期間内の利率も遅延利率も約定していない場合において、借主が返済を遅延した日から年利6%の割合に従って資金占用期間の利息を支払うよう貸主が主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

(二) 借入期間内の利率は約定しているが遅延利率を約定していない場合において、借主が返済を遅延した日から借入期間内の利率に従って資金占用期間の利息を支払うよう貸主が主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第30条 貸主と借主とが遅延利率も違約金又はその他の費用も約定している場合には、貸主は、遅延利息、違約金又はその他の費用を選択的に主張することも、これらを併せて主張することもできる。但し、総計で年利24%を超える部分について、人民法院は、これを支持しない。

第31条 利息について約定してはいないが借主が自らの意思により支払いをし、又は約定の利率を超えて自らの意思により利息若しくは違約金を支払い、かつ、国、集団及び第三者の利益を損なわない場合において、借主がそれにもかかわらず不当利得を理由として貸主に返還を要求したときは、人民法院は、これを支持しない。但し、年利36%を超える部分の利息の返還を借主が要求する場合を除く。

第32条 借主は、借入金を繰上償還することができる。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

借主が借入金を繰上償還し、かつ、実際の借入期間に応じた利息計算を主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第33条 本規定の公布施行後、最高人民法院が1991年8月13日に発布した「人民法院による金銭貸借事件の審理に関する若干の意見」は同時に廃止し、最高人民法院が以前に発布した司法解釈は、本規定と一致しない場合には、以後適用しない。

(法令原文名称：最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定)